

1 全体像	2～4 人権の歴史と法の支配	5・6 日本国憲法	7・8 国民主権	9・10 平和主義	11 個人の尊重	12 まとめ
-------	----------------	-----------	----------	-----------	----------	--------

このページのゴール この単元で学ぶ6つのことを、ざっと言える

- 好きな教科や、得意なことがちがう
- 家で話すことばがちがう
- 信じる宗教のために、食べない物がある人がいる
- 「女子だから」という理由だけで、係を決められた人がいる

認め合うちがい	見直すべきあつかいのちがい
好きな教科や得意なこと／家で話すことば／信じる宗教のために食べない物がある	「女子だから」という理由だけで係を決められた（性別や生まれた国だけで役割や機会を決めるような、不当なあつかい。差別ともいう。くわしくは⑤後半で学ぶ）

```

graph LR
    A[人権の歴史] --> B[法の支配]
    B --> C[日本国憲法]
    D[国民主権] --> E[基本的人権の尊重]
    F[平和主義] --> E
  
```

人権の歴史 ▶ 法の支配 ▶ 日本国憲法

国民主権 ▶ 平和主義 ▶ 基本的人権の尊重

学ぶこと	くわしくは	問い
① 人権の歴史	2・3ページ	人権の考えは、だれが唱え、どう広がった？
② 法の支配と立憲主義	4ページ	なぜ、王や政府も法に従う？
③ 日本国憲法と3つの柱	5・6ページ	前の憲法と何がちがう？ 柱は何？
④ 民主権と憲法改正	7・8ページ	政治はだれが決め、憲法はどう変える？
⑤ 平和主義	9・10ページ	平和をどう守り、世界とどう関わる？
⑥ 個人の尊重	11ページ	人権の中心にある考えは？

1

2 人権という考えは、だれが、どのように唱えた？

このページのゴール ロック・モンテスキュー・ルソーの国・著書・主張を言える

① 人権の考えは、どんな時代に生まれた？

中2の歴史で、市民革命（名誉革命・アメリカ独立・フランス革命）を学びました。市民革命が起こるまで、17～18世紀のヨーロッパの多くの国では、王が強い力で国を治めていました。人々の権利が王の思うままにおさえられることへの批判から、人権の考えが生まれました。

人権：人が生まれながらに持っている、人間らしく生きるための権利。

絶対王政（ぜったいおうせい）：王が強い力で国を治める政治。

② 人権を唱えた3人

人物	国	著書	主張	主張の中身
ロック	イギリス	『統治二論』（とうちにろん）	<u>社会契約説</u> <u>抵抗権</u>	社会契約説＝人々が契約を結んで政府をつくる。政府は人々の権利を守るためにある。 抵抗権（ていこうけん）＝政府が人々の権利を守らないときは、人々は抵抗できる。
モンテスキュー	フランス	『法の精神』	<u>三権分立</u>	国の権力を立法・行政・司法の3つに分けて、1人の手に集めない。
ルソー	フランス	『社会契約論』	<u>人民主権</u>	主権（国の政治のあり方を最終的に決める力）は、人民（人々）にある。

3人とも、王などの強い権力によって人々の権利がおさえられることを問題にした点が同じです。ロックは「政府が守らないとき」、モンテスキューは「権力が1人に集まるとき」、ルソーは「政治を決める力はだれのものか」に目をつけました。

③ ロックの2つの主張は、どうつながる？

- ① 人々が契約を結んで政府をつくる（社会契約説）。政府は、人々の権利を守るためにあります。
- ② 政府が人々の権利を守らず、おさえつけるようになる。
- ③ 人々は、その政府に抵抗できる（抵抗権）。

注意 × 三権分立を唱えたのはロック ○ モンテスキュー（『法の精神』）

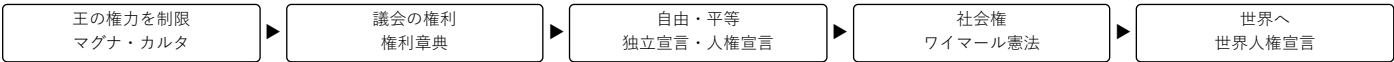
合言葉 「ロックは抵抗、モンテスキューは三権分立、ルソーは人民主権」

→ まとめ：人権の考えは、王の強い力への批判から生まれた

3 人権は、どのように広がってきた？

このページのゴール マグナ・カルタから世界人権宣言までの流れと、自由権から社会権への広がりを言える

① 人権の広がり（年表）



年	できごと	国	何が認められたか
1215	マグナ・カルタ	イギリス	王の権力を制限した
1689	権利章典	イギリス	名誉革命のあと、議会の権利を確かめた
1776	アメリカ独立宣言	アメリカ	生命・自由・幸福の追求をふくむ権利
1789	フランス人権宣言	フランス	自由・平等
1919	ワイマール憲法	ドイツ	社会権を初めて取り入れた
1948	世界人権宣言	国際連合	国際連合が採択した人権の宣言

② 自由権・平等権から、社会権へ

時代	権利	意味	広がったわけ
19世紀まで	自由権	国から自由をおかされない権利	王の強い力への批判から。中心になった
	平等権	だれもが等しくあつかわれる権利	
20世紀	社会権	人間らしい生活を国に保障してもらう権利	自由な経済活動の結果、貧しい人とゆたかな人の差が広がり、人間らしい生活ができない人がふえたため（ワイマール憲法）

社会権の1つに、人間らしく生きる（生存の）ための生存権があります。くわしくは⑤後半で学びます。

③ 条文の言葉で、どの権利かを見分ける

見分け方 「自由」「平等」の言葉 → 自由権・平等権／「人間らしい生活」「生存を保障」の言葉 → 社会権（生存権）
例 アメリカ独立宣言の一節の要約「すべての人は平等につくられ、生命・自由・幸福の追求をふくむ権利をあたえられている」 → 「平等」「自由」の言葉があるので、平等権・自由権。

注意 × ワイマール憲法はフランスの憲法 ○ ドイツの憲法（1919年）

→ まとめ：人権は、人々が長い歴史の中で少しずつ勝ちとってきた

4 なぜ、王や政府も法に従わなければならない？

このページのゴール 人の支配と法の支配のちがいを、立憲主義の意味を言える

① 人の支配と、法の支配

人の支配		
王	思うままに法をつくり、使う ▶	国民
法の支配		
国民	代表を通して法をつくる ▶	法 制限 ▶ 政府
	人の支配	法の支配
法をつくる人	王など、権力をもつ人	国民の代表
法に従う人	国民（王は従わない）	国民も政府も従う
人々の権利	王の考え次第で、おさえられる	法によって守られる

法の支配：政治の権力も、国民の代表がつくった法に従わなければならないという考え。王など、権力をもつ人が思うままに政治をする人の支配とくらべます。

② 憲法は、だれをしる決まり？

人の支配では、権力をもつ人が法に従わず、人々の権利がおさえられます。そこで、いちばん大もとの決まりである憲法で、権力をもつ側をしり、人権を守ります。

立憲主義：憲法によって政治の権力を制限し、人権を守るという考え方。憲法は、国の権力をもつ側をしる決まりです。

③ 憲法を守る義務を負う人（第99条）

第99条は、天皇や、国務大臣・国会議員・裁判官などの公務員に、憲法を尊重（そんちょう）し守る（擁護〈ようご〉する）義務を負わせています。義務を負うのは権力をもつ側の人たちです。権力をもつ側に憲法を守らせることは、立憲主義のあらわれです。

注意 × 法の支配とは、王が法をつくって国民を治めること ○ 政府も、国民の代表がつくった法に従う

合言葉 「憲法は、権力をしばって人権を守る」

→ まとめ：憲法は、政治の権力をしばって人権を守る（立憲主義）

5 日本国憲法は、大日本帝国憲法と何がちがう？

このページのゴール 2つの憲法のちがいと、公布・施行の日を言える

③前半で、戦争のあとの占領下で民主化が進み、日本国憲法がつくられたことを学びました。それまでの憲法は、1889年に発布された大日本帝国憲法です。

① 2つの憲法をくらべる

	大日本帝国憲法	日本国憲法
できた年	1889年発布	1946年公布・1947年施行
定めた人	天皇が定める <u>欽定憲法</u> （きんていけんぽう）	国民が定める <u>民定憲法</u>
主権	天皇	国民
天皇	国の元首で、国を治める <u>統治権</u> （とうちけん）を持つ	日本国と日本国民統合の <u>象徴</u> （しょうちょう）
国民の権利	<u>臣民</u> （しんみん）の権利。法律の範囲内で認められた	基本的人権は永久の権利として保障
戦争と軍隊	軍隊は天皇が率いる（兵役の義務）	戦争を放棄し、戦力を持たない

臣民＝天皇に仕える民、という意味の、当時の国民の呼び方

② 公布と施行

① **公布**：できた憲法や法律を、広く国民に知らせること。日本国憲法は**1946年11月3日**（今の「文化の日」）

② **施行**（しこう）：実際に効力をもたせること。日本国憲法は**1947年5月3日**（今の「憲法記念日」）

注意 × 日本国憲法は1947年5月3日に公布された ○ 公布は1946年11月3日。5月3日は施行



日本国憲法の原本
(1946年11月3日に公布)
写真：Japanese government
(パブリックドメイン)。
Wikimedia Commons より、
白黒にして切り取った

③ ちがいを一言で

大日本帝国憲法 主権は天皇。国民は「臣民」	▶	日本国憲法 主権は国民。人権は永久の権利
---------------------------------	---	--------------------------------

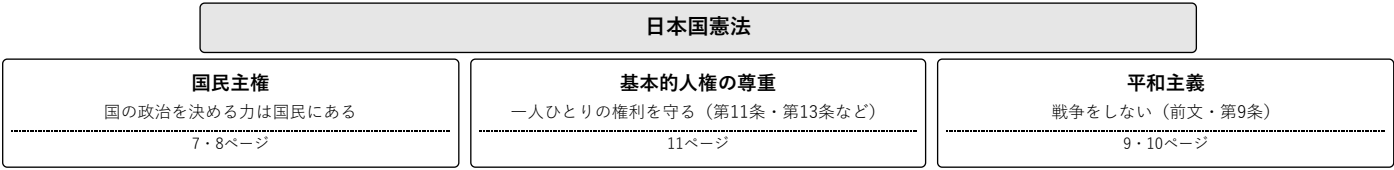
合言葉 「主役は天皇から国民へ」

→ まとめ：日本国憲法では、主役が天皇から国民に変わった

6 日本国憲法の柱は何で、なぜ「最高」の決まりなの？

このページのゴール 三つの基本原理と、最高法規の意味を言える

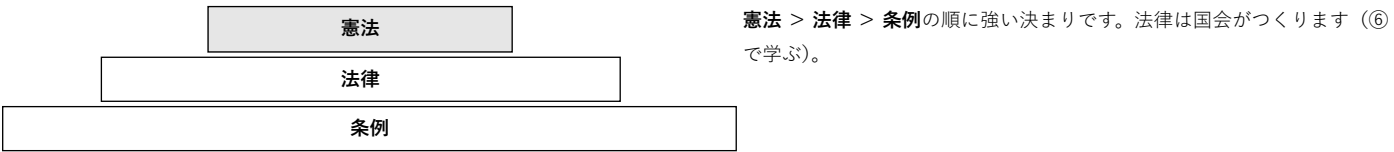
① 日本国憲法をささえる3本の柱



三つの基本原理：日本国憲法の土台となる3つの考え方。国民主権・基本的人権の尊重・平和主義。

憲法のいちばん初めにある前文（憲法の考え方を述べた文）は、国民主権と平和主義の考えを示しています。

② 憲法が「最高法規」とよばれるわけ



最高法規：国の決まりの中で最も強い力をもつ憲法のこと。憲法に反する法律などは、効力を持たない（無効になる）。第98条。

条例は、地方公共団体が法律の範囲内でつくる決まりです（⑦で学ぶ）。4ページの立憲主義のとおり、憲法は権力をしばって人権を守る決まりなので、ほかのどの決まりよりも強いのです。

決まり	だれが、どうつくるか	強さ
憲法	国民が定める（民定憲法）	いちばん強い（最高法規）
法律	国会がつくる（⑥で学ぶ）	憲法に反すると、効力を持たない
条例	地方公共団体が、法律の範囲内でつくる	法律の範囲内で認められる

注意 × 条例は、法律より強い決まり ○ 法律の範囲内でつくる決まり

→ まとめ：日本国憲法は三つの基本原理を柱とし、国の最高法規である

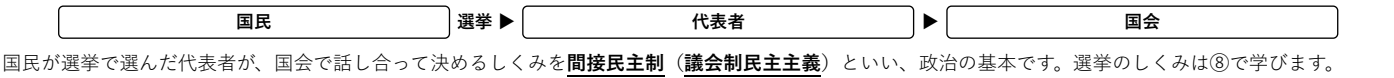
7 国の政治のあり方は、だれが決める？ 天皇は何をする？

このページのゴール 国民主権・間接民主制と、象徴としての天皇・国事行為を言える

① 国民主権と間接民主制

5ページで、大日本帝国憲法の「臣民」が、日本国憲法では主権者の「国民」になったことを見ました。

主権：国の政治のあり方を最終的に決める力。日本国憲法では主権は国民にあり、これを国民主権といいます。



合言葉 「国民はお客さんではなく主役」

② 天皇は「象徴」

象徴：日本国と日本国民統合のしるし（第1条）。この地位は、主権をもつ国民の総意にもとづきます。政治についての権限は持ちません。

天皇が憲法の定める国事行為を行う時は、**内閣の助言と承認**が必要です。助言＝意見を述べて助けること。承認＝よいと認めること。

国事行為の例	中身	必要なこと
内閣総理大臣の任命	国会が指名した人を任命する	国会の指名と、内閣の助言と承認
最高裁判所長官の任命	内閣が指名した人を任命する	内閣の指名と、内閣の助言と承認
法律や条約の公布	決まったことを、広く国民に知らせる	内閣の助言と承認
国会の召集	国会を開くために、議員を集める	内閣の助言と承認
衆議院の解散	衆議院を解散する（⑥で学ぶ）	内閣の助言と承認
栄典の授与	国のために尽くした人に、勲章などをあたえる	内閣の助言と承認

天皇は政治の権限を持たないので、予算をつくるような、政治のことを決める仕事は国事行為にふくまれません。

注意 × 天皇が内閣総理大臣を指名する ○ 国会が指名し、天皇が任命する

→ まとめ：主権は国民にあり、天皇は象徴として国事行為だけを行う

8 憲法を変えるには、どうする？主権者として何ができる？

このページのゴール 憲法改正の手続きと、法律をつくる時とのちがいを言える

① 憲法改正の流れ（第96条）

- ① 衆議院と参議院の各議院で、**総議員の3分の2以上**の賛成が得られる（総議員＝その議院の議員の全員の数。出席した議員の数ではありません）
- ② 国会が憲法改正を**発議**（はつぎ）する（改正の案を国民に示すこと）
- ③ **国民投票**を行い、**過半数**の賛成を得る（満18歳以上が投票できる。過半数＝半分より多いこと）
- ④ 天皇が、国民の名で公布する

② 法律をつくる時とくらべる

	憲法改正	法律をつくる時
国会での賛成	各議院の総議員の3分の2以上	各議院の出席議員の過半数
国民投票	ある	ない
数のもとにする人	総議員（議員の全員）	出席した議員
最後に決める人	国民（国民投票）	国会
公布	天皇が、国民の名で公布する	天皇が公布する

憲法は国の最高法規で、人権を守るための決まりです。国会だけで簡単に変えられないようにし、最後は**主権**をもつ国民が直接決めます。

もし国会の議決で変えられるなら、人権を守る決まりが、その時の国会の多数の考えで変わってしまうおそれがあります。

③ 主権者として、意思を示す方法

方法	何を決めるか	決め方
選挙	国会で政治を決める代表者	代表者に任せる間接民主制（7ページ）
国民投票	憲法を変えるかどうか	国民が直接決める

主権者として、政治に関心をもち、選挙や国民投票で自分の意思を示すことが求められます。憲法を変えるべきかどうかには、いろいろな意見があります。手続きを知ったうえで、自分で考えることが大切です。

注意 × 国会の議決で決まれば、国民投票はいらない ○ 国民投票で過半数の賛成が要る

→ まとめ：憲法の改正は、国会の発議のあと、最後は国民が国民投票で決める

9 日本国憲法は、平和をどう守ろうとしている？

このページのゴール 平和主義と第9条の3つ、自衛隊についての政府の立場を言える

① 平和主義

平和主義：戦争をしないという考え。前文と第9条に書かれています。

- ① 第二次世界大戦を経験した（②後半・③前半で学びました）
- ② その反省から、二度と戦争をしないと決めた
- ③ 前文と第9条に、平和主義として書いた

② 第9条の3つ

第9条	話し言葉で言うと
戦争の放棄	戦争をしないと決める
戦力を持たない	戦争のための軍隊などを持たない
交戦権を認めない	戦争で相手と戦う権利（交戦権 〈こうせんけん〉）を、国として認めない

③ 自衛隊

自衛隊は1954年につくられた、日本の防衛にあたる組織です。地震や豪雨などの災害のときの救助（**災害派遣**）でも活動します。

政府の立場	ほかの意見
自衛のための必要最小限度の実力 で、憲法が禁じる戦力ではない	憲法に反するという意見もある



災害派遣で活動する自衛隊
（宮城県石巻市・2011年）
写真：ChiefHira（CC BY-SA 3.0）。Wikimedia
Commons より、白黒にして切り取った

自衛隊の活動	中身	くわしくは
日本の防衛	日本を守る	この9ページ
災害のとき	災害派遣＝災害のときの救助など	この9ページの写真
国際平和への協力	PKO（国連平和維持活動）に参加する	10ページ

注意 × 平和主義は、第9条だけに書かれている ○ 前文にも書かれている

→ まとめ：憲法は戦争を放棄し、政府は自衛隊を自衛のための必要最小限度の実力と考えている

10 日本の安全と世界の平和のために、日本は何をしている？

このページのゴール 日米安全保障条約・非核三原則・PKO と、被爆国としての日本の役割を言える

① 日米安全保障条約

日米安全保障条約：アメリカ軍が日本に駐留（ちゅうりゅう＝とどまること）し、日本が攻撃されたときに共同で対応する条約。

沖縄にはアメリカ軍の基地が多く集まっていることが、課題になっています（③後半で学んだ沖縄の返還のあとも続いています）。この条約や基地のあり方には、いろいろな意見があります。

② 非核三原則と被爆国

非核三原則：核兵器を「持たず、つくらず、持ちこませず」という、国の方針。

日本は、1945年に広島・長崎で原子爆弾を落とされた、戦争で核兵器の被害を受けた唯一の国（**被爆国**）です。核兵器をなくすことを、世界にうたっています。



原爆ドーム
（広島市・世界遺産）
写真：Balon Greyjoy（CC0）。
Wikimedia Commons より、
白黒にして切り取った

③ 集団的自衛権と PKO

名前	意味	日本のようす
集団的自衛権	同盟関係にある国が攻撃されたとき、自国が攻撃されていなくても、ともに防衛する権利	2015年、限られた場合に使えるようにする法律がつくられた。賛成と反対の意見がある
PKO （国連平和維持活動）	国際連合が、争いのあった地域で停戦の監視などを行う活動	自衛隊も参加している（1992年にカンボジアへ）

④ 日本の3つの取り組み

日本の安全 日米安全保障条約	核兵器をなくす 非核三原則・被爆国としてのうたえ	国際平和への協力 PKO への参加
-------------------	-----------------------------	----------------------

注意 × 非核三原則は、憲法第9条に書いてある ○ 国の方針で、憲法の条文ではない

合言葉 「持たず、つくらず、持ちこませず」

→ まとめ：日本は、非核三原則をかかげる被爆国として、世界の平和にも関わっている

11 基本的人権とは何で、その中心にある考えは？

このページのゴール 第11条・第13条の考えと、人権の種類の名前を言える

① 基本的人権は「永久の権利」

基本的人権：だれもが生まれながらに持ち、おかすことのできない永久の権利（第11条）。

5ページで見た、大日本帝国憲法の「臣民の権利（法律の範囲内で認められた）」とはちがいます。

② 人権の中心にある「個人の尊重」

個人の尊重：すべて国民は個人として尊重される（第13条）。一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にすること。生命・自由・幸福追求の権利も定められています。

1ページのMさんのクラスにもどります。好きな教科などの「認め合うちがい」は、一人ひとりを大切にすることのあらわれです。性別を理由に係を決めるような「見直すべきあつかい」は、だれもが法の上で等しくあつかわれる法の下の平等に反します（⑤後半でくわしく学びます）。④で学んだ「個人の尊厳と両性の本質的平等」も、この考えにもとづいています。

条	書いてあること	キーワード
第11条	基本的人権は、おかすことのできない権利	永久の権利
第13条	すべて国民は個人として尊重される。生命・自由・幸福追求の権利	個人の尊重

③ 基本的人権の種類（名前だけ）

平等権	自由権	社会権	参政権	請求権
-----	-----	-----	-----	-----

土台：個人の尊重・法の下

名前	ひと言	くわしくは
平等権	だれもが等しくあつかわれる権利	⑤後半
自由権	国から自由をおかされない権利	⑤後半
社会権	人間らしい生活を国に保障してもらう権利	⑤後半
参政権・請求権	中身は、⑤後半で学びます	⑤後半

注意 × 基本的人権は、法律で認められた範囲だけの権利 ○ 永久の権利

→ まとめ：一人ひとりを大切にすること、個人の尊重が、人権の中心にある

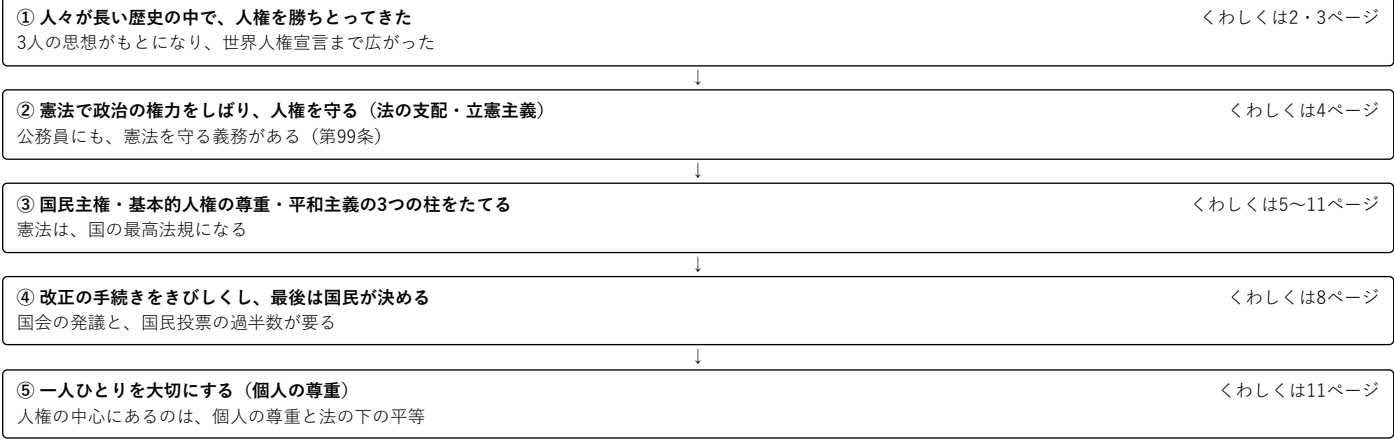
12 まとめ — 日本国憲法は、なぜ大切にされてきた？

このページのゴール 人権の歴史・立憲主義・三つの基本原理を使って、日本国憲法が大切にされてきたわけを説明できる

① 場面：Mさんのまとめ

Mさんは、この単元をふり返って、「日本国憲法が大切にされてきたわけ」を1つの流れにまとめました。

② ステップチャート：日本国憲法が大切にされてきたわけ



③ 2～11ページのまとめ

ページ	ひと言
人権思想の3人（2ページ）	人権の考えは、王の強い力への批判から生まれた
人権の広がり（3ページ）	人権は、人々が長い歴史の中で少しずつ勝ちとってきた
法の支配（4ページ）	憲法は、政治の権力をしばって人権を守る
2つの憲法（5ページ）	主役が天皇から国民に変わった
三つの基本原理（6ページ）	3つの柱をもち、国の最高法規である
国民主権と天皇（7ページ）	主権は国民にあり、天皇は象徴
憲法改正（8ページ）	最後は国民が国民投票で決める
平和主義（9・10ページ）	戦争を放棄し、世界の平和にも関わる
個人の尊重（11ページ）	一人ひとりを大切にする考えが、人権の中心

確認問題① 人権の歴史と国の決まり

答えと解説は17・18ページ（9枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

1 人権思想について答えなさい。【2ページ】

- (1) 17～18世紀のヨーロッパで、王が強い力で国を治めていた政治を、何とといいますか。 _____
- (2) 「政府が人々の権利を守らないときは、人々は政府に抵抗できる」と唱えた、イギリスの人物はだれですか。

- (3) 国の権力を立法・行政・司法の3つに分け、1人の手に集めないようにすることを唱えた、フランスの人物はだれですか。

- (4) 人々が約束を結んで政府をつくり、政府は人々の権利を守るためにある、という考えを、何とといいますか。

- (5) ルソーの主張と著書の組み合わせとして正しい物を1つ選びなさい。 _____
ア 人民主権ー『法の精神』 イ 三権分立ー『社会契約論』 ウ 人民主権ー『社会契約論』 エ 抵抗権ー『統治二論』

2 人権の広がりについて答えなさい。【3ページ】

- (1) 1215年にイギリスで、王の権力を制限した文書を、何とといいますか。

- (2) 次のア～エを、年代の古い順に並べかえなさい。 _____
ア フランス人権宣言 イ 権利章典 ウ 世界人権宣言 エ アメリカ独立宣言
- (3) 1919年にドイツで定められ、社会権を初めて取り入れた憲法を、何とといいますか。

- (4) 社会権の説明として正しい物を1つ選びなさい。 _____
ア 国から自由をおかされないための権利 イ 人間らしい生活を国に保障してもらう権利 ウ 王が持つ権力を、法で制限するための権利
エ だれもが等しくあつかわれるための権利
- (5) 19世紀までの自由権・平等権に、20世紀になって社会権が加わったのはなぜですか。

3 政治の権力と憲法について答えなさい。【4ページ】

- (1) Sさんは、ある国の指導者が、法に従わず、自分の思うままに税を決め、反対した人をとらえていたという話を読んだ。4ページでくらべた2つの考え方のうち、このような政治を何とといいますか。

- (2) 王や政府も、国民の代表がつくった法に従って政治を行わなければならない、という考えを、何とといいますか。

- (3) Sさんは「憲法は、国民よりも、国の権力をもつ側をしる決まりだ」と聞いた。このように、憲法で政治の権力を制限して人権を守るという考え方を、何とといいますか。

- (4) 第99条で、憲法を尊重し守る義務を負うとされている人に当てはまらない物を1つ選びなさい。 _____
ア 国務大臣 イ 国会議員 ウ 裁判官 エ 一般の国民

確認問題② 日本国憲法と天皇

4 2つの憲法・三つの基本原理・憲法の強さについて答えなさい。【5・6ページ】

(1) 天皇が定めて国民にあたえる形の憲法を、何とといいますか。

(2) 大日本帝国憲法での国民の権利として正しい物を1つ選びなさい。_____

ア 永久の権利として保障された イ 生まれながらの権利として、だれにも制限されなかった ウ 臣民の権利として、法律の範囲内で認められた
エ 国民の権利は何も定められていなかった

(3) 日本国憲法が公布された年月日を、書きなさい。_____

(4) 三つの基本原理のうち、第11条や第13条などで、一人ひとりの権利を守ることを定めた原理を、何とといいますか。

(5) 国の決まりの中で最も強い力を持ち、これに反する法律などは効力を持たないことから、憲法は何とよばれますか。

(6) 地方公共団体が、法律の範囲内でつくる決まりを、何とといいますか。_____

5 政治の決め方と天皇について答えなさい。【7ページ】

(1) 国の政治のあり方を最終的に決める力が、私たちにあるという、日本国憲法の基本原理を、何とといいますか。

(2) 選挙で選ばれた代表者が、国会で話し合って政治を決めるしくみを、何とといいますか。

(3) 第1条で、天皇の地位は「日本国と日本国民統合の（ ）」とされています。（ ）に入る語を書きなさい。

(4) 天皇の国事行為に当たらない物を1つ選びなさい。_____

ア 法律の公布 イ 国会の召集 ウ 栄典の授与 エ 予算をつくること

(5) 天皇が国事行為を行う時に必要な、内閣の（ ）に入る語を書きなさい。

(6) 最高裁判所長官を任命するのは天皇だが、指名するのはどこか。_____

ア 国会 イ 内閣 ウ 国民 エ 最高裁判所

確認問題 ③ 憲法改正・平和主義・人権

6 憲法改正について答えなさい。【7・8ページ】

- (1) 憲法改正の手続きを、次のア～エを正しい順に並べかえなさい。 _____
ア 国民投票で過半数の賛成を得る イ 国会が、改正の案を国民に示す ウ 天皇が国民の名で公布する エ 衆議院と参議院の各議院の総議員の3分の2以上が賛成する
- (2) (1)のイのことを、2字で何といいますか。 _____
- (3) 国民投票で投票できる年齢として正しい物を1つ選びなさい。 _____
ア 満15歳以上 イ 満16歳以上 ウ 満18歳以上 エ 満20歳以上
- (4) 法律をつくる時に、各議院の議決に必要な賛成として正しい物を1つ選びなさい。 _____
ア 出席議員の過半数 イ 総議員の3分の2以上 ウ 国民投票での過半数 エ 天皇の承認
- (5) 憲法改正で、国会の議決だけでなく国民投票まで行うのはなぜですか。「主権」の語を使って書きなさい。

7 平和主義について答えなさい。【9・10ページ】

- (1) 第9条の3つのうち、戦争の放棄・戦力を持たないのほかの1つを、書きなさい。

- (2) 1954年につくられ、災害のときの救助などでも活動している組織を、何といいますか。 _____
- (3) (2)の組織についての、政府の立場として正しい物を1つ選びなさい。 _____
ア 自衛のための必要最小限度の実力で、憲法が禁じる戦力ではない イ 自衛のための実力であっても、憲法が禁じる戦力に当たり、持てない
ウ 自衛のためだけでなく、外国を攻めることもできる組織である エ 日本の防衛は行わず、災害のときにだけ活動する救助の組織である
- (4) アメリカ軍が日本に駐留し、日本が攻撃されたときに共同で対応することを定めた条約を、何といいますか。

- (5) Sさんは、広島市の平和記念資料館を見学し、核兵器について日本がかかっている3つの方針を調べた。この方針を、何といいますか。

- (6) 国際連合が、争いのあった地域で停戦の監視などを行う活動の略称を、アルファベット3字で書きなさい。

- (7) 同盟関係にある国が攻撃されたとき、自国が攻撃されていなくても、ともに防衛する権利を、何といいますか。

8 人権とまとめについて答えなさい。【3・4・5・11・12ページ】

- (1) 第11条：基本的人権は、だれもが生まれながらに持ち、おかすことのできない（ ）の権利である。（ ）に入る語を書きなさい。

- (2) 一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にするという、第13条にもとづく考えを、何といいますか。

- (3) 日本国憲法が保障する人権の種類に当てはまらない物を1つ選びなさい。 _____
ア 平等権 イ 自由権 ウ 社会権 エ 統治権
- (4) 日本国憲法が大切にされてきたわけを、「人権」「権力」の2語を使って書きなさい。

覚えることの一覧（何も見ずに書けるか、紙でかくして確かめよう）

人権の歴史（2・3ページ）

人権と3人	人権＝人が生まれながらに持っている、人間らしく生きるための権利。絶対王政＝王が強い力で国を治める政治。ロック（イギリス）＝『統治二論』・社会契約説（人々が契約を結んで政府をつくる）・抵抗権（政府が人々の権利を守らないときは抵抗できる）。モンテスキュー（フランス）＝『法の精神』・三権分立（権力を立法・行政・司法に分ける）。ルソー（フランス）＝『社会契約論』・人民主権
年表	1215 マグナ・カルタ（イギリス）→ 1689 権利章典（イギリス）→ 1776 アメリカ独立宣言 → 1789 フランス人権宣言（自由・平等）→ 1919 ワイマール憲法（ドイツ）。社会権を初めて取り入れた → 1948 世界人権宣言（国際連合）
権利	自由権・平等権（19世紀まで）→ 社会権（20世紀。人間らしい生活を国に保障してもらう。生存権はその1つ）。条文の「自由」「平等」の言葉 → 自由権・平等権／「人間らしい生活」「生存を保障」の言葉 → 社会権（生存権）

法の支配と立憲主義（4ページ）

法の支配	政治の権力も、国民の代表がつくった法に従わなければならない。人の支配＝王など、権力をもつ人が思うままに政治をする
立憲主義	憲法によって政治の権力を制限し、人権を守る。第99条＝天皇や、国務大臣・国会議員・裁判官などの公務員が、憲法を尊重し守る義務を負う

日本国憲法（5・6ページ）

2つの憲法	大日本帝国憲法（1889年発布）＝欽定憲法・主権は天皇・天皇は統治権を持つ・臣民の権利（法律の範囲内）。日本国憲法＝民定憲法・主権は国民・天皇は象徴・永久の権利。公布＝1946年11月3日（文化の日）、施行＝1947年5月3日（憲法記念日）
基本原理	三つの基本原理＝国民主権・基本的人権の尊重・平和主義。最高法規＝憲法に反する法律などは効力を持たない（第98条）。憲法 > 法律 > 条例（地方公共団体が法律の範囲内でつくる）

国民主権と憲法改正（7・8ページ）

国民主権	主権＝国の政治のあり方を最終的に決める力。間接民主制（議会制民主主義）＝選挙で選んだ代表者が国会で話し合って決める
天皇	象徴（第1条。日本国と日本国民統合の象徴）。政治の権限は持たず、国事行為だけを内閣の助言と承認にもとづいて行う。内閣総理大臣の任命（国会の指名）・最高裁判所長官の任命（内閣の指名）・法律の公布・国会の召集・衆議院の解散・栄典の授与
憲法改正	第96条：各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議 → 国民投票（満18歳以上）で過半数の賛成 → 天皇が国民の名で公布。法律は各議院の出席議員の過半数

平和主義（9・10ページ）

第9条と自衛隊	平和主義＝前文と第9条。第9条＝戦争の放棄・戦力を持たない・交戦権を認めない。自衛隊（1954年）＝政府は「自衛のための必要最小限度の実力で、憲法が禁じる戦力ではない」。憲法に反するという意見もある。災害派遣でも活動
世界の平和	日米安全保障条約＝アメリカ軍が駐留し、日本が攻撃されたときに共同で対応する。非核三原則＝核兵器を持たず、つくらず、持ちこませず（国の方針）。被爆国＝広島・長崎。集団的自衛権＝同盟国が攻撃されたとき、ともに防衛する権利（2015年に法律）。PKO（国連平和維持活動）＝停戦の監視などを行う

個人の尊重（11ページ）

基本的人権	永久の権利（第11条）。個人の尊重（第13条）＝すべて国民は個人として尊重される。生命・自由・幸福追求の権利。法の下での平等。人権の種類＝平等権・自由権・社会権・参政権・請求権
-------	--

合言葉 「ロックは抵抗、モンテスキューは三権分立、ルソーは人民主権」／「憲法は、権力をしばって人権を守る」／「主役は天皇から国民へ」／「国民はお客さんではなく主役」／「持たず、つくらず、持ちこませず」

確認問題の答えと解説

1【2ページ】

(1) 絶対王政 (2) ロック (3) モンテスキュー (4) 社会契約説 (5) ウ
(1) 王が強い力で国を治める政治。人々の権利が王の思うままにおさえられた (2ページ)。(2)『統治二論』で、政府が人々の権利を守らないときは人々は抵抗できる (抵抗権) と唱えた (2ページ)。(3)『法の精神』で、権力を3つに分けて1人の手に集めない三権分立を唱えた (2ページ)。(4) 政府は人々の権利を守るためにある、というロックの考え (2ページ)。(5) ルソーは『社会契約論』で人民主権を唱えた。アの『法の精神』はモンテスキュー、イの三権分立もモンテスキューの主張。エはロックの組み合わせ (2ページ)。

2【3ページ】

(1) マグナ・カルタ (2) イ→エ→ア→ウ (3) ワイマール憲法 (4) イ (5)
(例) 自由な経済活動の結果、貧しい人とゆたかな人の差が広がり、人間らしい生活ができない人がふえたから。
(1) 1215年のイギリスの文書で、王の権力を制限した (3ページ)。(2) 年表の順に、権利章典 (1689年) → アメリカ独立宣言 (1776年) → フランス人権宣言 (1789年) → 世界人権宣言 (1948年) (3ページ)。(3) 1919年のドイツの憲法で、社会権を初めて取り入れた (3ページ)。(4) 社会権は、人間らしい生活を国に保障してもらう権利。アは自由権、エは平等権の説明で、ウはマグナ・カルタのような王の権力の制限の話で、社会権の説明ではない (3ページ)。(5) 入れる語「貧しい人とゆたかな人の差」「人間らしい生活」。採点のめやす：貧しい人とゆたかな人の差が広がった (人間らしい生活ができない人がふえた) の中身があれば正解 (3ページ)。

3【4ページ】

(1) 人の支配 (2) 法の支配 (3) 立憲主義 (4) エ
(1) 王など、権力をもつ人が法に従わず、思うままに政治をする。法ではなく人の考えで決まる (4ページ)。(2) 政治の権力も、国民の代表がつくった法に従う (4ページ)。(3) 憲法は権力をもつ側をしぼり、人権を守る決まり (4ページ)。(4) 第99条は、天皇や、国務大臣・国会議員・裁判官などの公務員が負う義務。一般の国民は入らない (4ページ)。

4【5・6ページ】

(1) 欽定憲法 (2) ウ (3) 1946年11月3日 (4) 基本的人権の尊重 (5) 最高法規 (6) 条例
(1) 天皇が定める憲法。国民が定める民定憲法とちがう (5ページ)。(2) 大日本帝国憲法では「臣民の権利」で、法律の範囲内で認められた。アは日本国憲法のこと (5ページ)。(3) 公布はできた憲法を広く国民に知らせること。5月3日は施行 (5ページ)。(4) 第11条・第13条などは、一人ひとりの権利を守る基本的人権の尊重にあたる (6ページ)。(5) 憲法に反する法律などは効力を持たない (第98条) (6ページ)。(6) 地方公共団体が、法律の範囲内でつくる (6ページ)。

5【7ページ】

(1) 国民主権 (2) 間接民主制 (議会制民主主義) (3) 象徴 (4) エ (5) 助言と承認 (6) イ
(1) 主権は国の政治のあり方を最終的に決める力。それが国民にある (7ページ)。(2) 国民が選挙で代表者を選び、国会で話し合って決める (7ページ)。(3) 第1条。天皇は日本国と日本国民統合の象徴 (7ページ)。(4) 国事行為の表にあるのは、公布・召集・栄典の授与。予算をつくることは政治のことを決める仕事で、国事行為ではない (7ページ)。(5) 国事行為は、内閣の助言と承認にもとづいて行う (7ページ)。(6) 内閣総理大臣は国会が指名、最高裁判所長官は内閣が指名し、どちらも天皇が任命する (7ページ)。

6【7・8ページ】

(1) エ → イ → ア → ウ (2) 発議 (3) ウ (4) ア (5) (例) 国の政治のあり方を最終的に決める主権は国民にあるので、最高法規である憲法を変えるかどうかは、最後に国民が直接決めるため。

(1) 各議院の総議員の3分の2以上の賛成 (エ) → 国会が発議 (イ) → 国民投票で過半数 (ア) → 天皇が公布 (ウ) (8ページ)。(2) 国会が改正の案を国民に示すこと (8ページ)。(3) 国民投票は満18歳以上が投票できる (8ページ)。(4) 法律は各議院の出席議員の過半数。総議員の3分の2以上は憲法改正の発議 (8ページ)。(5) 採点のめやす：主権が国民にある・国民が直接決める、の両方があれば正解 (7・8ページ)。

7【9・10ページ】

(1) 交戦権を認めない (2) 自衛隊 (3) ア (4) 日米安全保障条約 (5) 非核三原則 (6) PKO (7) 集団的自衛権

(1) 第9条は、戦争の放棄・戦力を持たない・交戦権を認めない、の3つ (9ページ)。(2) 1954年につくられ、災害派遣でも活動する (9ページ)。(3) 政府の立場は「自衛のための必要最小限度の実力で、憲法が禁じる戦力ではない」。イは、憲法に反するというほかの意見に近い物で、政府の立場ではない (9ページ)。(4) アメリカ軍が駐留し、日本が攻撃されたときに共同で対応する (10ページ)。(5) 核兵器を「持たず、つくらず、持ちこませず」という国の方針 (10ページ)。(6) 国際連合が、争いのあった地域で停戦の監視などを行う活動 (10ページ)。(7) 同盟関係にある国が攻撃されたとき、ともに防衛する権利 (10ページ)。

8【3・4・5・11・12ページ】

(1) 永久 (2) 個人の尊重 (3) エ (4) (例) 人々が長い歴史の中で勝ちとってきた人権を守るために、憲法で政治の権力を制限しているから。

(1) 第11条。基本的人権は永久の権利 (11ページ)。(2) 第13条。すべて国民は個人として尊重される (11ページ)。(3) 人権の種類は平等権・自由権・社会権・参政権・請求権。統治権は大日本帝国憲法で天皇が持っていた権利 (11・5ページ)。(4) 採点のめやす：人権を守る・権力を制限する、の両方があれば正解 (12・3・4ページ)。